

第12回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年5月10日(水)
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1階会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 前島 慎也 | 2番 飯村 伸一 | 3番 三輪 正 |
| 4番 高橋 浩 | 5番 萩原 重信 | 6番 池田 徹 |
| 7番 磯部 進 | 8番 田上 光男 | 9番 高野 済 |
| 10番 山口 和明 | 11番 栗原 茂 | 12番 花和 清治 |
| 13番 高橋 憲治 | 14番 小松 與平 | |
- 4 欠席委員 無し
- 5 事務局
- | | | | |
|---------|-------|----|-------|
| 理事兼事務局長 | 額賀 均 | 課長 | 原田 和宣 |
| 課長補佐 | 石崎 正顕 | 主幹 | 鈴木 直行 |
- 6 審議議案
- 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する決定について
- 議案第4号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定による農地利用再配分計画(案)の意見聴取について
- 報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第3号 制限除外の農地の移動届の報告について
- 報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

午後 2 時 16 分 開 会

議長) 只今より、第 12 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は 14 名ですので、会議規則第 6 条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 14 条の規定により、会議録署名委員に、8 番、田上光男委員、並びに、9 番、高野済委員の 2 名を占め良いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、農地法第 3 条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 1 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 3 名で約 62 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行なっており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、1 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 1 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 2 名で約 132 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行なっており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。2 番について、ご意見・ご質問等のある方は

挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、2番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者3名で約50アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、3番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者1名で、約60アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、4番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、5番と6番については、農地の交換となり、関連がございますので一括審議といたします。なお、両案件については現地調査を省略している案件です。ご審議願います。5番と6番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番と6番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、5番と6番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号7番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約41アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、草刈等の管理を行っており、所有権移転後に粟を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。7番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、7番について、申請のとおり許可することに決定いたします。只今の、議案第1号7件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により

分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、自宅敷地が狭く、駐車場所の確保が困難なため、転用申請されました。平成18年頃から、農地法の許可を得ずに使用している状態でしたので、始末書を添付して申請しております。雨水は、敷地内浸透処理しておりますが、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、1番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と宅地で囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、不動産業を営んでおりますが、今般、テナント及び、トレーニング施設を建築して、安定した家賃収入を得るため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、2番について、申請のとおり許可することに決定いたします。只今の、議案第2号2件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、自宅敷地が狭く、駐車場所の確保が困難なため、本申請地を転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。次に、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートに住んでおりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、雨水浸透柵で敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。次に、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差

により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、実家で親世帯と同居されておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、雨水浸透枳による敷地内処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽より蒸発散槽にて敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。次に、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、自然環境の良い本申請地に、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。次に、5番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、宅地や雑種地及び山林に囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、タイヤ販売業を営んでおりますが、利便性の良い本申請地に、資材置場を設置したく申請に及んだものです。

雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。次に、6番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、高低差などにより分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現住居が老朽化したため、建て替えを検討いたしましたが、敷地が狭いため、本申請地に農家住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、雨水浸透柵による敷地内処理。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。ご審議願います。6番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。次に、7番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル232枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしませ

ん。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。7番について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番については、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第3号の7件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第4号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、森林の様相を呈しており、また、篠が繁茂するなど、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、1番について、非農地として証明することに決定いたします。次に、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として使用され、28年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、2

番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、2番について、非農地として証明することに決定いたします。次に、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号3番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠が繁茂し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、3番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、3番について、非農地として証明することに決定いたします。次に、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号4番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、倉庫として使用され、31年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、4番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、4番について、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第4号4件は、すべて非農地として証明するものと決定いたしました。次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第5号について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、原案のとおり決定いたします。次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用再配分計画(案)の意見聴取について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第6号について、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用再配分計画については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第12回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時3分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和4年5月10日

議事録署名人

議 長

8 番

9番